

徳島県告示第477号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の7第2項の規定に基づき、次のとおり歳入等の収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年9月18日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

- 2 特定収納事務に係る歳入等

法第243条の2の7第2項各号のいずれにも該当するもの